

第8回 名寄市農業委員会総会（令和3年8月）会議録

日 時 令和3年8月31日（火）

午後1時24分 開始

午後2時42分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	1件	承認
第3	議案第2号	設定された権利の合意解約について	1件	承認
第4	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第5	議案第4号	農地法違反転用の事案に係る報告について	1件	承認
第6	報告第1号	農地法第4条第1項第9号の規定に係る申し出について	1件	承認

第8回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	19番 村中洋一
2番 新田司	11番 上手浩幸	20番 小田桐正彦
3番 藤野修一	12番 林秀典	21番 飯塚明夫
4番 清水康史	13番 沼田清憲	22番 竹部裕二
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	23番 南原政幸
6番 水間健詞	15番 山上瞳	24番 鈴木英二
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	25番 越孝則
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	26番 阿部貴代美
9番 村上清	18番 中村敏夫	27番 又村裕司

第8回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和3年8月31日（火）午後1時24分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和3年第8回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和3年第8回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員はございません。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は3番 藤
野修一委員、4番 清水康史委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は藤野委員、清水委員ということに決しまし
た。

議 長： **日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
それでは**番号14番**の説明を求めます。

熊田係長：（議案第1号 番号14番について説明する。）

議 長： 番号14番の説明が終わりました。
ここで皆さんよりご意見を求めます。

鈴木委員： はい。

議 長： 鈴木委員。

鈴木委員： 24番 鈴木です。14番について説明します。本件の所在ですが、5ページの47番のと
ころになります。23日に事務局、村中代理と山上委員、私とで本件の確認をし、現地
が原野だと確認してまいりました。以上です。

議 長： 番号14番について只今、鈴木委員より意見がありました。
承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号14番は承認することに決しました。

議 長： 日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。
番号3番の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号3番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号3番の説明が終わりました。
番号3番を承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番を承認することに決しました。

議 長： 日程第4、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供
します。番号7番について事務局の説明を求めます。代理から発言がありますので一時休
憩して席移動をお願いいたします。（13：28）

議 長： 再開します。よろしく申し上げます。（13：28）

事務局：（議案第3号 番号7番を読み上げ説明する。）

議 長： 番号7番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

村中委員： 会長。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号7番について説明申し上げます。所在地は地図の7ページをお開き
下さい。1番右に朝日とピンクのマーカーがありますけれども、これから少し右に行った
ところの網かかりになっているところが下川・名寄の境界です。この境界の少し南側にい
ったところが今回の所在地になっています。今回の申請は、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん
は親子関係にありますが、〇〇〇〇さんが今後牛舎の新設を予定しています。それに関わ
る〇〇さん名義の農地を贈与のかたちで権利移動をしたいという申請です。皆さんの慎重
審議をお願いします。

議 長： 番号7番について只今、村中委員より意見がありました。
番号7番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号7番を原案のとおり決定いたします。
ここで村中代理の席移動がありますので休憩いたします。（13：30）

議 長： 休憩前に引き続き会議を再開いたします。(13:30)
日程第5、議案第4号「農地法違反転用の事案に係る報告について」を議題に供します。
番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第4号について説明する。)

議 長： 番号1番の説明が終わりました。ここで一旦休憩をします。(13:33)

議 長： 会議を再開して意見を求めたいと思います。(13:48)
皆さんご意見ございませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 20番 小田桐です。この件につきましては、委員会内部でも対応について協議されていることは承知していますが、農業委員会の承認が出るまでは工事そのものを中止してもらい、作業を一切しないということだったと思いますけれども、今月ちょうど現地を確認する機会があって寄ってみたところ、すでにシャッターとか付属の工事が終了しているという状態でした。〇〇さんも農業委員会の指示に従う、一切工事はしないという話だったんですけれども、この写真から見るとかなり作業が進んでる状態と考えますが、事務局の方もそのあと確認したのか、お聞きします。

事務局： 現地を見た方のお話を聞くと、付いていなかったシャッターが付いていたということは伺いました。本人は、最初に完成までの行程を示してお願いしていたので、途中でシャッターが付く付かないというのは、いつ付くというのは全く分かっていなかったらしく、気づいたら付いていたというようなことでしたけれども、その真意は測りかねます。6月24日に本人に事情聴取した段階では、とりあえず工事はストップすること。格納庫に入っているものは全部出すこと。それから何らかの処分が決まるまでは、そのままにしておくという話はさせていただいています。

村中委員： 会長。

議 長： はい。

村中委員： 19番 村中です。この件につきまして今月23日、会長含めて自分と地元農業委員、小委員会の委員長などで現地を確認してきました。その時に先ほど小田桐委員から言われたとおり作業が少し進んだ様子が見られました。現地を見てから庁舎に戻りまして、いろいろ検討をした経過がありますので、その経過を会長の方から報告をお願いします。

沼田委員： 今月の23日の午後から私と代理、また風連、名寄・智恵文小委員会の正副4人と地元の委員、事務局で現地を確認してきました。いま小田桐委員が言われたように、シャッターとビス止めがD型ハウスでされていました。それと三角屋根の方にコンバインが1台入っていたので、改めて使用しないでくれというような文章を送るということで決めさせていただきました。今回の打ち合わせの結果としては、道の考え方は、このような場合は追認の方向というようなことですが、あまりにも悪質ですし、また追認になるとしても11月ぐらいいまで手続きはかかるのではないかとということで、その間は使えないというペナルティを科すこと、まだ正式には決めておりませんが反省文等を書いていただくか、この総会の

場所にきて謝罪をしていただくようなことも検討しています。いずれにしても軽いと言われれば軽いのですが、このような事案がまた出てきたときに、同じような対応をしていかなければならないということもありますし、今現在はそのような方向で進めている最中です。以上です。

議 長： ほかに何かご意見ございますか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。(休憩中に事務局から、)他町村でもこのような事例がみられたというような報告があったと思いますが、どのように事態を収拾しているのか伺いたい。というのは、今はもう農村部も若い世代になってきているし、大規模経営が進み、格納庫などを更新して機械を入れていかなきゃいけない時代になってきているのは事実です。その中で、自分の土地ながら転用などの手続きをしなければならないという認識度が低い、分からない方が多いのが現況だと思います。先ほど広報とかに載せたり情報公開とは言っているけど、その認識度っていうのは個々の農家の伝わり方によっても違いがあり、「それぐらいだったらなあ」とか、その辺が温度差があって線引きするのは難しいと思います。先ほど会長が反省文だと甘いかもしれないと言うけど、そのくらいでおさまれば・・・農家としては手続き上誤ったかもしれないけど、手続きとかの認識度が甘いのは、ある意味仕方ない部分もあると思います。昔は農村部でも常会などの会合があつてお互い情報交換ができたけれど、今はもうネットとかの時代だから、人がどういう考えで機械を購入するだとか、施設を建てようだとかが伝わってこない時代なんです。そういう現況を踏まえると、こういう事案は増えそうだと考えられるから、その意味も込めて他町村での事例はどのように収拾しているのかと思ひまして、事務局にわかる範囲で教えてもらえればと思います。

事務局： はい。それでは事務局から把握している範囲でお話させていただきます。農地法の4条と5条の転用に関しては、知事の権限で転用許可がおりて初めて工事等に着手できるということで法で決まっています。また、違反転用があつた場合は、道の考えとしては1回目はそういう制度を知らなくてやってしまったということであれば、たいがい追認で許されると。ただし2回目は、「知っていたんだからそれはもうだめですよ」と、こういう判断のものであると聞いています。道内では、その1回目の追認の事案というのは結構多いのですが2回目はほとんど無いと。1回目の注意で大体終わって理解されているだろうということですが、今回の事案については制度上のことを知っていたというところに違いがあるのかなと思います。

今回の案件は、まだ知事に報告していない段階なものですから、この後、道からの聞き取りなども行われ、総合的に判断されてきます。農業委員の中で意見がまだ出しきれていない状態ですが、追認になるかならないのかということについては、最終的には道の判断によるものと考えられます。

議 長： 安達委員、よろしいでしょうか。

安達委員： はい。わかりました。

議 長： 今回は、道の方もいろいろ事務局が協議しながらやらせていただけていますけれど、私も農家が転用違反した場合、農業用施設に関しては追認というような方向だという話を伺っています。また農業経営に関係ないような、以前にもあつたんですがソーラーパネルのようなものを建てた場合は強制的に撤去だと伺っています。今回については悪質ではありませんが農業用施設ということで、道としては最終的には追認という方向である。という話を受けているところです。
ほかにご意見ございませんか。

小田桐委員：はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員：20番 小田桐です。今回の案件もそうなんですが、基本的にはやっぱり転用届を出してもらってちゃんと建ててもらうのが大事だけれども、我々農業委員としても見落としている部分があるのかなと。農地パトロールで、ただ農地が荒れているかどうかを確認するだけではなく、例えば、農地に建物を建てる時など、ユンボで地面を均しているようなことがあれば、事前に発見して注意してあげて、農家さんの負担を減らしてあげるのが農業委員の仕事だと思うので、たまたま地区を回るんじゃなくて1週間に1回くらいは朝晩でも自分の担当地区を見て回る。そして今回のような不穏な動きを事前に察知して農業者に教えてあげる。そして事務局に報告する。というような形にしていかないと先ほど安達委員が言ったように、若い人たちは実際「畑に多少かかってもいいかな」という感覚になってしまう。その辺も含めて、我々農業委員として事前に把握して自分の担当地区もしくは副担当地区でも見て回ってあげないと、逆にこういう案件が出てくるのかな。特に今回の件もちょうど道路から離れて見えづらいところにあったこと。地元としても「あそこがオッケーだったらうちも見えないからオッケーかな」という話も結構私の方に聞こえてくるものですから、できれば農業委員として自分の担当地区はこまめにそういう動きがないか見て回るのが大原則で、そういう農家の信頼がないとやっていけないと思うので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

村上委員： よろしいですか。

議 長： はい。村上委員。

村上委員： 9番 村上です。今のお話の中で〇〇さんの件とこれから農業委員としてどういう風に接していこうかということが、混同されていると思います。まずは〇〇さんの件をどうするかということから議論し、それがある程度の方向性を見つけたら、じゃあ農業委員はこれからどうしようって話の方が進めやすいのかなと思いますので、整理して話したらどうかなと思います。

議 長： 今村上委員が言われたんですけども、内容的には〇〇さんに関してはこの議案4号の資料のとおりですね。それプラス今検討しているのは反省文が総会にきて謝罪というようなことで進んでいます、今の皆さんの発言を意見として付けるかというような状況かと思いますが。

武田委員： はい、いいですか。

議 長： はい、どうぞ。

武田委員： 14番 武田です。他町村の事例にもあるように、住宅の一部が農地にかかった。ということと今回の〇〇さんの件については非常に違いがあるという風を感じています。特にこの人はということはありませんけれど、それなりに色々経験された方でもありますし、いろんな立場を経験してきた方であって、知らなかったでは済まないような方だと思っているし、それも含めて地域の影響というのは非常に大きいという風を感じています。周りの地域でも、先ほどもあったように「あそこが良かったらうちも良いんじゃないか」みたいな話をしてる方もいますし、非常に今後に対する影響というのは大きいものがあります。建物についても大きな格納庫を建てて、さらにD型も今年になってからやっているということで分かっててやってしまった。忙しかったからちょっと申請できなかったでは済まないような事例ではないのかなという風を感じていましたし、規模的にも非常に大きなものだと思います。なかなか解体してくれとか、元に戻せというのは農業者としては厳しい部分

はありますし、それは現実的にはなかなか難しと思います。先ほどの道の話もありましたけど、農業施設であるということで解体ということにはなりずらいと思ってますし、その辺は難しいと思いますけれども何らかの形でですね。謝罪文とか総会にきての謝罪含めてということも当然必要ではないかなと感じています。何らかの形を残さないと今後に対する影響が非常に大きいのではないかと思いますので、それぞれ農業委員の意見を聞いてなんらかの形にすべきだと感じています。以上です。

安達委員： あと、ちょっと

議 長： はい。

安達委員： 10番 安達なんですけれども、1点聞きたいんですが、いま現に建ちましたよね。ですけれども転用届が出てない場合は、後出しではないけど申請できるんですか。

議 長： はい。道にも確認していますが、追認ということになれば申請手続きをしてもらうことになります。

安達委員： 順番は違うけれど転用届が受理してもらえるということですか。

事 務 局： 申請は出ても違法状態というのは継続します。道からの最終的な追認許可がおりなければ違法状態は解消されないと。

安達委員： あともう1つなんですけれども、市の税金は取れるんですか。市税というか建物に対しての税金というか。これだけ大きな建物だから相当な、骨組みから言っても馬鹿にならないと思いますが。

事 務 局： 農地法は他の法律を補完する法律なので、例えば建築するとき農地にかかっている場合、農地法の許可がなければ建築基準法の許可がおりても建てられない。固定資産税を課税しようとしたら、農地法の違法転用が解決しなければ、課税の確定はできないと思います。

事 務 局： 基本、道の許可がおりた日が課税基準日になると思います。ですから1月1日以前に道の許可がおりれば、今年建てた建物の固定資産税ということで課税できます。

村上委員： いいですか。

議 長： はい、どうぞ。

村上委員： 基本的に違法転用というのは解体して原状復帰しなさいというのが原則ですよ。それに罰金がありますよね。それからみたら武田委員が言われたみたいに追認という形でいけば非常に楽な制度になっちゃうのかなと。そういう風になると、じゃあ自分も追認でお願いしますという形になってしまうと、後々また大変なことになってしまうので、ある程度のペナルティと罰則というのは絶対必要なのかなと思います。それについては、先ほど武田委員が言われたように、農業委員会の総会の席で謝罪するだとか、反省文をいただくだとか、そういうことは最低限必要なのかなと思います。

議 長： 他に皆さんの何かご意見ありませんか。
なければ今回の議案第4号については、この資料プラス謝罪文か総会で謝罪してもらうこと。道の決定が出るまでその格納庫は使用しないというようなことでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番を原案のとおり決定といたします。

それではここで暫時休憩といたします。(14:16)

議 長： それでは議事を再開したいと思います。(14:40)
日程第6、報告第1号「農地法4条第1項第9号の規定に係る申し出について」を議題に
供します。番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局： (報告第1号 番号1番を読み上げ説明する。)

議 長： 番号1番の説明が終わりました。
ここで皆さんより意見を求めます。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 12番 林です。番号1番についてご説明いたします。この件につきましては農業用施設、
もみ殻のタンクを設置したいという申請であります。現地については確認をしていますの
で問題ない案件と思います。よろしく願います。以上です。

議 長： 番号1番について只今、林委員より意見がありました。
番号1番について承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番は承認することに決しました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第8回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後2時42分 閉会)

会 長

署名委員

署名委員
